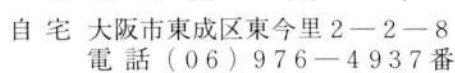


電話 03 (202) 5398



事務所 名古屋市熱田区川並町2番21号
(名古屋市中央卸売市場入口南側大栄ビル)
電 話 052(682)1177(代)
自 宅 名古屋市千種区御影町2-55-5
電 話 052(711)4398

師

あります」

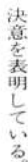
今までなら、指紋押捺拒否があれば、すぐ区役所、登録係が警察へ「告発」し、警察が告発をうけて取調べ、時には逮捕もあるが、知らない。おそらく書

約に保障されています。少数民族として民族的、文化的誇りを、つような教育をうける権利と、日本人と全く同じように、法の私法の分野において差別されないよう保障されています。

る組織と機関を通じて徹底抗議行動をおこなす所存である。

就きましては崔善惠さんを始め指紋押捺を拒否した人々を貴市は告発しないように本総会は強く要望する。」と最後に総会

ワーを感じさせる。時には数この問題で考えこむことがあこんごの焦点は北九州市が市の人権を守る心で「告発しない」という現在の状況をつづけさるなかで、全国各地で指紋押



すてに日本国会で批准された国際人權規約、難民条約は、内
外人平等がその精神とされてい
るにもかかわらず、在日韓国人
への国民年金の適用を実施する
にあたって、三五才以上を切り
捨てるということとは、在日韓
人の歴史的背景を全く無視する
ものであり、人道的にも許るさ
れないことである。三五才以上
の在日韓国人は、かつての日本
の帝国主義的植民地政策によっ
て強制連行、あるいは渡日を余
儀なくされた人々とその子であ
り、在日の生活にあつて最も呻
吟をきわめた人々である。これ
らの人々こそが最優先的にその
後が保障されなければならな

適用完全実施のため、経過措置をすみやかに実施することを日本政府に要求すると同時に、このような矛盾に対して、特に教会関係諸団体が強い関心を持つて改善のために行動することを要請する。

一、日本の諸教会及び基督教機関に対しての要請

在日韓国人の基本的生存権の範ちゅうである教育問題及び就労問題は、いまだ広く門戸が解放されていない。とりわけ教育機関において在日韓国人の入学が差別され、教師としての採用が拒否されるという実例がいまだに存在することは、はなはだ遺憾に思うところである。

NCC議長及び関係教育機関に教育及び就労に対してすみや

要請するものである。

さらに、在日韓国人に対する民族差別は、在日韓国人問題に対する正しい認識と理解がなくしては克服されないと考えるところから、教会関係の教育機関及び出版、広報等の諸機関が積極的に在日韓国人問題を取り上げることを強く要請する。

一九八一年七月一日

在日韓国人の人権シンポジウム参加者一同

在日大韓基督教教会総会社会局
在日韓国人問題研究所（RAIK）

在日韓国基督教教会館（KCCC）

キムチ・ホルモン・焼肉タレ製造加工

高山食品

代表者 元 洪 植
(福岡教会 執事)

福岡市博多区東那珂 3-9-26
電話 092 (471) 0258